

Title	取引所制度の改善につきて
Sub Title	
Author	河津, 暹
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.2 (1912. 4) ,p.245(57)- 266(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120400-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上の批評は戦争の原因に關し、伊太利の行動の不都合なるを指摘したるものなれども、其戦争開始の手續に至りては、一も非難す可き所なし。如何となれば伊太利は九月二十八日午後二時半を以て、二十四時間の回答期限を附したる最後通牒を送り、翌日午後二時半右の期限の盡きたる後、三十分を経て、午後三時、伊太利海軍は Preveza に於て、初めて戦闘行爲を開始したると同時に、正式の開戦宣言書を發したるものなるが故に、一九〇七年第二海牙平和會議にて議定したる開戦に關する條約第一條に、

締約國は理由を附したる開戦宣言の形式又は條件附宣言を含む最後通牒の形式を有する明瞭且つ事前の通告なくして、其相互間に戦争を開始す可からざることを承認す。と規定したる其規定に合するものなればなり。

取引所制度の改善につきて

河津 暹

近頃取引所制度の改善につきて議するもの甚だ多し。是れ我國經濟近年の發展が取引所制度をして依然とし舊態を守らしむることを許さざるが爲に非ずして寧ろ我國取引所の多く特に其重要なるもの、免許年限が明年に於て終るを以てこの際斷然其面目を一新して以て國民經濟の發展に資せしめんと欲するが爲のみ。換言せば我國取引所制度が十數年前には我國經濟にとりて適當なりしが近年經濟の發達に伴ひ不適當となりしといふにはあらずして十數年前にも亦これに擧ぐるが如き非難をなすことを得たりしもの、如し、唯世人の之に注意するもの少かりしが爲に敢て世論を喚起すること今日の如く盛ならざりしのみ。予輩も先覺諸氏の驥尾に附してこゝに本問題に關する卑見の一端を叙して教を江湖識者に待たんと欲す。

一

予輩の投機取引其物に對して有する見解は昨年五月の新日本誌上にあり。即ち投機とは自己の勞力に本かざる價格の變化によりて普通以上の利益を得んとするをいふなり。たとへばこゝに人あり土地を購ふも其目的とする所は之に邸宅を構へ幸福なる物質的生活を送らんとするには非ずして都市の膨脹其他自己其間に比較的多くの利益を得んとするが如き即ち純然たる投機なり又本年の秋には必ず米價が下落するを豫測し豫め相當の價格を以て賣り其引渡は秋に於てなすべきとを約し置き價格の變動によりて利益を得んとする如きはこれ又純然たる投機なり米穀の價格の變動は自己の與り知る所に非ず自己は只價格の變動を豫測したるに止るなり。この投機の見解にして幸に大過なしとすれば投機は自己の勞力に由らずして單に價格の變動を豫測して利益を得んとするものなれば之をなすものゝ動機よりいへば決して稱すべきことに非ず勤勉力行の精神に悖るものといはざる可らずさればこそ古來投機取引は勿論商業其物に對しても

之を嫌惡したりしなれ。特に諸國政府が投機取引を蛇蝎視し之を禁遏するに勉めたるもの實に其動機に重きを致せばなり。然し乍ら經濟市場が擴大となり需要供給の關係が不明となるや時を異にする價格の差異を利せんとするもの顯るべきは勿論之によりてよく一面には價格をして其經濟社會の實情を反映すべく、又價格の變動をして急激ならしめざるの効果あるべし。投機は經濟社會より驅逐することを得ざると同時に之ありてこそ却て經濟社會は圓滑なる發達をなすことを得るなり。要之投機は動機よりいへば之を忌むべく經濟社會に及す結果よりいへば之を稱せざる可らず。投機市場をしてよく其弊害より免れて其利益を擧げしむるは甚だ困難なりと云はざる可らず。投機にして性質上かくの如きものなりとせば取引所をして社會を害すること少くして之を利すること多からしむるには(一)取引所は貨物の集散地大取引の要衝にして投機市場なければよく貨物の需給を調節すると能はざる地に於て之を設けせしむべきものにて其市場が僅に地方の需給を調和するに止るものゝ如きは斷じて之を許すべきものに非ず(二)既に投機取引が社會にとりて必要なりとするも資産乏しく大量の貨物を取

引すること能はざるもの又は經濟社會の實情に通せざるもの、如きは斷じて取引所に關係せしむべきものに非ず、取引所をして大取引所の中心としてよく需給を反映せしむる所以にあらざればなり。換言せば投機取引をなさしむる範圍は成るべく之を限定して投機取引が經濟社會に及す利益を完うせしめんことを希望して、已まざるなり。乞ふ予輩をしてこの立脚點よりして我國取引所制度を觀察する所あらしめよ。

三

取引所の組織は暫く措き我國經濟の現狀に照して取引所の數多きに過ぐるは疑を容れざる事實なり。取引所法第一條に、賣買取引の繁盛なる地區内の商人は政府の免許を受けて取引所を設置することを得べきことを規定す、賣買取引が繁盛なりといふは程度問題なれば取引所の設置を許すべきや否やは全く當該官廳の認定に係るを以て時に或は寛大なりしこともあるべく時に或は嚴峻なりしこともあるべし。従て我國現今の狀態を以てすれば四十有八ヶ所の取引所あり其の大部分は米穀取引所にして株式を取扱ふものは十一ヶ所に過ぎざるなり。我

國事業界近年に至り長足の進歩をなしたるには相違ある可らずと雖も、有價證券の取引に十ヶ所以上の投機市場を必要とせざることは智者を俟つて初めて知り得べきにあらず米穀の取引とても交通通信の機關が發達せる今日かくの如く多數の投機市場を必要とせざることも何人も異論ある可らざるなり。必要もなき取引所の存置を許すが如きは只に貨物の集散需給の調節に何等の利益なきに止らず、其地方醇朴の風を破り投機の弊害をして地方階級の間にも蔓延せしむ。予輩はこの意味に於て政府がよく經濟發展の程度を察して現在の取引所を淘汰するの必要あるを信せんとするものなり。予輩は厭くまでも取引所の存立に反對す。或はいはん小取引所とても政府の免許を受けて設立したること毫も大取引所と異なる所なし然るに大取引所は依然として存置を許すに拘らず、小取引所は免許期限の盡るを待ち之を撲滅するは彼に敦くして之に薄しといはざる可らずと、是れ單に情實の論にして我國經濟の現狀に照して多數の取引所を置くの必要あらず株式につきては東京大阪の二取引所あれば足れり米穀取引所とても全國に亘り四五箇所あれば足りぬべし一旦之が設立を許したればとて必要もなきに之が存

置を許す理あるべからず。且つ取引所は政府の免許により設立せられ政府も亦
經濟事情の變化に伴ひ今日必要と認めたる取引所も之を必要とせざるに至るべ
きことなしとせず従て免許の年限を定めて之が設立を許したるなり。現行法規
の下に於ては之が設立を發起したるものも免許年限を目的として設立を出願し
たるものにて永久に之れが設立を願出でたるものとは見るべからずされば政府
が免許年限の盡くると共に其の繼續を許さずとも之が爲に其權利を侵害せられ
たりと稱すべからず。故に當局者にして眞に我國經濟の發展を思はゞ情實を捨
て、小取引所を淘汰するを要す。

四

獨り取引所の數を淘汰するのみによりて取引所問題を解決したりとはいふ可ら
ず。予輩は取引所組織其物を根底より改正するの必要あるを信せんとす。我國
の取引所は僅に加東高田の二小取引所を除きては凡て株式會社組織なり。法律
にては會員組織のものと株式會社組織のものとを共に認むと雖も會員組織のも
のは漸次減少して經濟の大局よりいへば殆んど消滅したりといふを適當とす而

も殘存する會員組織のものと雖も株式會社組織のものに比し取引所として職責
を全うするものにはあらざるなり故に予輩は専ら株式會社組織のものにつきて
觀察せんと欲す株式會社組織の取引所は取引所の仲買人に限り取引をなすとを
得るものにして(取引所法第六條)一般公衆は勿論取引所に入出して取引するを
得ざるものなれども仲買人の名の示すが如く仲買人は原則として注文主の委託
を受けて其賣買取引を場の上せ、以て需要供給を調節せしむ。但し仲買人は獨り註
文主の注文を場の上すに止らず自己の計算に於て取引所に於て賣買取引をなす
ことを得るなり。其事たる現實に行はるゝに止らず法律に於ても明に之を認む
なり。取引所法第十二條に取引所の會員は自己の計算を以てする外取引所に於
て賣買取引を爲すことを得ずと雖も仲買人は自己の計算を以てすると他人の計
算を以てするとを問はず取引所に對しては其賣買取引上一切の責任を負ふこと
を明にしたるは其證となすを得べし。こゝに於てか仲買人の法律上の位置が甚
だ不明のものとならざるを得ざるなり。予輩を以て之を觀るに一面に仲買人を
して自ら取引所に於て賣買取引をなすを許し従て客筋に對し自ら其相手となり

て取引するを認むるに拘らず一面に仲買人をして玉を吞ましめざらんとする如きは到底行ひ得べきことにはあらず。何となれば取引所にては客筋を敵手として取引することは差支なきも懐合にては客筋を敵手として取引することを得ずといふも客筋は仲買人の手を経るに非れば取引をなすことを得ざるが故に取引所にては客筋の註文が悉く場に上り居るや否や、場に上りたるものは仲買人自身の計算に於てなす取引なるや否やは之を知ることを得ざるなり。客筋の註文は之を必ず場に上さざる可らずといふも、之を勵行する方法なき以上は自ら空文となるを免る可らざるなり。是れ畢竟仲買人の法律上の位置が甚だ不明なるに起因すといはざる可らざるなり。仲買人は自己の計算に於てすると否とを問はず取引所に對しては賣買取引上一切の責あるが故に其の點よりいへば責任決して輕しといふ可らず。而して我國株式會社組織の取引所の一特色は取引所が取引所に於る取引につきて擔保の責任を負ふこと是なり。即ち賣買取引の責任を履行せざるものある時は取引所は代つて之が履行をなす。こゝに於てか取引する者は其相手となるもの、財産信用等を調査するの必要もなく恰も取引所を相

手として取引をなすと同じ位置に立つなり特に我國の轉賣買戻の制にては相手方の承諾を要せず否相手方に通知することを要せざるものなれば益々取引者は取引所其物を相手として取引するが如き觀をなす。取引所が株式會社組織により多くの資本を集むるの必要あるは實に取引所其物が取引を擔保するが爲なり。取引者は其相手となるもの、財産信用を調査するの必要なきが故に投機取引をなすには甚だ便利なるが如しと雖も實は我國取引所の弊害は之に淵源するもの少しとせざるなり。先づ取引所側より觀察せん乎、取引所其物は性質として多くの資本を必要とすべきものに非ず現に我國取引所の多くは其資本の大部分を運轉するに少からず苦しむに非ずや或は利益ある株式に放下し又は銀行に預け入れて之が利殖を計るといふ。其の多くの資本を集めざる可らざるは畢竟取引所が取引を擔保するが爲に其信用を敦ふするが爲のみ。取引所がさまで必要な多くの資本を擁する結果之が株主に對して成るべく多くの配當をなさんか爲に多くの利益を收むるの道を講せざる可らず。然るに資本の運轉につき前述の如く苦まざる可らざるに加へて取引所稅其物は決して輕からざるか故に多くの

収益の爲に成るべく多くの取引が行はるゝとを希望せざるを得ず。其収益は主として取引の手數より成ればなり多くの取引の場に上らんことを希望する結果其取引の良否善惡を選ぶの餘裕なし。否其選擇の餘裕なきに止らず其取引所の株式を場になして昌に取引をなさしむるが如き國民經濟の大局より見れば排斥すべきことをなして憚らざるに至るなり。論者の中之を禁ずるの必要あるを説くもの少からざるは實に正論なりと雖も取引所が敢て之をなして憚らざるは成るべく取引の場に上り従て収益の多からんことを希望すればなり。取引所側より見るも擔保制を維持するの利益に非るを察すべし。加ふるに取引所の客なるものは仲買人なり。之をして成るべく多く取引を場になさしめんとするには仲買人に阿らざる可らず。其収益に關係すること少からざればなり。現に取引所によりては仲買人の勢力に推されて其の社會にとり又は取引所自身にとりて不利益なりと信することを猶之を忍ばざる可らざる場合少からずと聞く。論者の中或は仲買人をして其取引所の株主たらしめなば仲買人の利益は取引所の利益と一致すべく従て取引所を改善するに資すること少からずといふものあり一應

の理由ありと雖も更に一步を進めて其利害を攻察するに現行制度の下に於ても仲買人の勢力甚だ強く取引所の理事は之が爲に苦しむ場合少からずと聞く若し仲買人にして更に其勢を得て併せて大株主たらしむる時は遂に其利益の爲に取引所を動かすこと多く従て取引所は苦境に立たざる可らざるに至るやも俄に測り知る可らざるなり。此等の點より見て論者が仲買人は兼て株主たらざる可らずといふ論に疑を挾むものなり。要するに取引所が擔保制を維持する結果多くの資本を要し其収益を増加するの必要に迫られ國民經濟の利益に背馳することも敢て之を忍ばざる可らざるに至るなり。取引所は自ら必要なきに苦しむ所以のもの實に擔保制が累をなすが爲なり。蓋し明治の初年に於ては經濟の事情今日と異り取引者間の信用等も未だ敦からざるが故に取引所が自ら其間に介在して取引の圓滿を謀る必要はありしなる可し然れども今日は經濟社會の事情に於て信用の發達に於て凡て昔日に比し全く面目を一新したるものあり。昔日取引所が擔保制を必要としたりとするも今日依然として之を維持せざる可らずといふ理由あらざるなり。予輩が擔保制の撤廢を希望するは取引所其物の利益よ

りいふに非ず寧ろ取引所の經濟社會に對する職責よりいふなり。抑も取引所は大取引の中樞なり需要と供給とは之を取引所に集めて相競はしめ以て適當なる價格に於て圓滑に取引をなさしむるにあり。取引所がよく其職責を全うするに一面に取引者の不健全なる分子は之を取引所より排斥せざる可らず。投機取引は極めて困難なる取引なりよく資本信用ありて經濟社會の趨勢を洞察し得るものに非れば到底なし得べきことに非ず。經濟社會の趨勢に通せざるもの資本信用の薄きもの、如きは取引所に近かしむべきものに非ず

これ等のものにして取引所に近らしむれば取引所の經濟上當然受く可き稱賛の聲は次第に消せて寧ろ需要供給を攪亂するものなりとの非難を受けざる可らざるなり。我國取引所に於て尙薄資にして信用乏しきものが之に参加するを得るは取引所が凡て取引所の場に上りたる取引の履行を擔保するが爲に之が相手となるものは爲に何等の危険を感ずることなきに由る。然れども是れ決して經濟社會が投機の利益を受けて其の弊害より免るゝ所以にあらざるなり。予輩は取引所が取引の履行を擔保するが爲に取引者は危険を感ずることなしといへり然

れどもこれ仲買人が正直に取引者の註文を場に上し取引所をして之が擔保せしめたる場合に限るとにして取引所は取引せんとする者即ち所謂客筋の註文取引の全部を擔保するものに非ず而して取引所が取引の履行を擔保すといふも實は仲買人に對して之を擔保するに止り眞實の取引者即ち委託者に對しては全く没交渉なり委託者は仲買人がよく其註文を場に上したるや否やさへ之を知るに由なし。明治三十九年十二月農商務省々令第三十三號は委託者に對し仲買人を介して取引所より取引が行はれたりや否やの證明書を得るの道を開きたりと雖もこの省令も實際其目的を達し居らざるなり。何者第一多量の取引を註文したる者はこの方法により比較的よく其註文が場に上りたるや否やを知るを得べしと雖も少額の取引の註文をなしたるものは果して仲買人が其註文を場に上せたるや否やを知るに由なし。委託者の全部が仲買人に證明書の交付を請求するものに非ず仲買人にして若干の取引を場に上し置く時は取引所は之に對して證明書を交付するが故に仲買人は委託者の要求に應ずるとを得るなり即ち委託者よりいへば其註文が場に上れるや否やは明に知るとを得ざるなり第二の證明書を要

70
求するものは多くは仲買人の過失等を口實として其義務を免れんとするものにして仲買人を苦しむる一方法として證明書の交付を請求するなり換言せばこの證明書の制は今日に於ては善用せらるゝよりも寧ろ悪用せらるゝこと多きなり要するに眞實に取引するものは決して安固なる位置にありとはいふ可らず。仲買人は其位置に乗じて註文を呑みて場に上すことなく而も證據金手数料等を收めて自己の取引をなすの資となすこと多く客筋にして利益を得たる場合には所謂溢を入れて容易に其計算をなさず反之客筋にして失敗したるときは其計算を嚴にして之を苦しむると敢て珍らしといふ可らず。仲買人が註文を呑むことのも多きは常に耳にする所なるが予輩少しく實際を調査するに及びて其の甚だ多きには寧ろ驚けり。其取引所にては仲買人が玉を呑むこと甚しかりしかば場に上るもの従て少く爲に取引所は収入甚だ少く到底維持すること能はざるに至れり取引所にして遂に倒れなば仲買人は其職業を失はざる可らざれば申し合せて成るべく玉を呑まざることにしたりといふこれ等は或は極端なる例なるやも知れざれども仲買人が玉を呑むと案外に多く取引所をして大取引の中樞たるの實を

失はしむ。取引所よりいへば収益の減少となり委託者よりいへば位置の不安固となる。然れども現行の組織の下に於ては之を取締ること困難にして仲買人の良心に訴ふるより他に道なし。之を取締るには其組織を根底より改むるに如くものあらざるなり。

以上略述したる如く取引所と客筋との間には何等の關係なく客筋即ち眞實の取引者の間にも亦何等の關係もなく一切の取引は仲買人を介して行はれ而も仲買人は自己の計算に於て取引をなすを得而も仲買人の名に於て行はるゝ賣買取引の場に上りたるものは取引所が之が履行を擔保するを以て仲買人相互の間にも相手方の信用財産等を調査するの必要なく仲買人と客筋との關係も取引所法には特に規定したるものなくいはゞ取引所に於る取引には所謂人的分子の見るべき者あらざるなり従て取引所は取引者の善惡良否を區別するとなく清濁併せ呑むの觀あるなり。世に取引所を目して公開の賭博場の如くいふものある所以なり。予輩は信ず取引所問題の解決は一言にして盡く即ち取引所は健全なる分子も不健全なる分子も併せ呑むで其取引高の多きを誇らしむべきものなるか將

又取引所は比較的健全なる分子のみを吸集して投機取引の利益を擧て弊害を避けしむべきものなるか。いふまでもなく我國現行の取引所制は所謂人的分子を含まざるものなれば空取引等をなすものには甚だ便利なるべしと雖も其の甚だ便利なるに乗じ不健全なる分子の加はること多きなり予輩は取引所は清濁併せ呑むで其繁榮を誇らんよりは取引所其物には健全なる取引のみ行はれしめんことを希望するものなり。取引所其物をして健全なる取引の行はるゝ所たらしめんとするには多くの論者が唱ふる如く會員組織に改むるより他に道あらざるなり即ち取引所は單に取引するものに取引の場所を供し取引に附隨する雜務を取り取引をして圓滑に行はれしむるに止り現行制度に見る如き擔保制は全く之を廢し凡て取引所に入出する會員相互の責任に行はれしむることゝし會員の中にも英國の取引所に於て見る如く仲買人ブローカーと問屋ジョブバとに分ち問屋は一切會員以外のものゝ委託を受けて取引をなすことなく獨り仲買人のみが之に當ると共に仲買人は自己の計算に於て取引をなすことを許さず仲買人と客筋と關係は之を明に定めしむるにあり。世の會員組織を推獎するものは之と同じ内容を有するや否や

を知らずと雖も予輩が主張せんと欲する會員組織の内容は大體以上述べたる如し。仲買人と客筋との關係も今日と異り人的分子を含むこと多く仲買人も狼りに客筋の注文を受くる時は遂に其責任に於て之を處理せざる可らざれば客筋を選ぶこと必ず嚴なるべく客筋に於ても亦今日の如く取引所加其取引を擔保することなければ仲買人を選ばざる可らず。今日と雖も仲買人間に多少の淘汰は行はれざるに非れども若し取引所の擔保の制を廢せば客筋は仲買人を選ぶこと今日に比して更に幾倍すべし。取引所をして不健全なる分子より遠からしむるに與つて功あるべし。更に取引所にて取引をなすものは會員に限られ而も會員相互の責任に於て取引をなすものなれば會員間の制裁も亦甚だ嚴なるべく從て新に會員たらんとするものあるも財産信用等を十分に調査したる後に非れば之を許さざるべし。猥りに會員の資格を與ふる時は心を安んじて取引をなすこと難かるべければなり。而して會員が其責任に於て取引をなすが爲に自ら其敵手となるものを選択すべし。危険の伴ふものあればなり。かくの如く取引者の間に十分の制裁行はるゝに至れば取引所の取引をして比較的健全なる分子より

74 遠からしむるを得べし。予輩が會員組織に左胆する所以のもの實に之れが爲なり。

或は曰はん取引所の取引は會員組織によりて改善するを得ること子の説の如けん。然れども現に投機取引をなすものは皆よく需給を調節して經濟社會を益せんとするものには非ずして寧ろ價格の變動によりて奇利を射んとするもの少しとせず。かくの如きものは到底之を撲滅すること能はざるなり取引所の組織を變更するも何等の利益あらざるべしと。謂ふに所謂不健全なる取引者は之を禁絶すること或は難かるべし然れども取引所の取引をして上に陳べたる如く會員相互の責任によりて行はれしむるとせば取引所をして所謂不健全なる取引者より遠からしむる功は少からず取引所の公定相場の如きはやがて經濟社會の晴雨計ともなるべきものなれば其の取引にして比較的の不健全なる分子より遠からしむればよく取引所をして大取引の中樞たり其公定相場をして經濟界の晴雨計たらしむるを得べきなり。所謂不健全なる取引は或は取引所以外に於て行はるべし。然れども之を取締るには自ら法あるべし。假りに之を取締ること能はず

とするも取引所にして此等の不健全なる分子より遠からしむるを得ば國民經濟上遙に利益ありと信ず予輩が前に取引所をして清濁併せ呑むの不可を説きたるは即ちこれなり。

或は曰はん。取引所の取引にして子のいふ如く嚴格に淘汰を見るに至らば或は恐る客筋のなしたる注文の一部分は其取引を見るに至らんも一部分は遂に其取引を見ることなきに至ることなきやと。謂ふに會員組織の取引所にも自己の計算に於て取引をなすものあり故に客筋のなしたる注文に對して敵手となるべきものを求むること必ずしも不可能に非るべし假りに説者の憂ふる如く客筋のなしたる注文の一部分は其の敵手を求むること能はずとすれば是れ其の提供する條件が不適當なるが爲のみ若し其條件をして適當ならしめば其敵手となるものを得るに困難を見ること萬ある可らず。是れ投機取引の普通の取引と異なる所以なり。

或は曰はん 會員組織の株式會社組織に比して優れるものあるは之を諒せり然れども是れ寧ろ理想にして取引所の仲買人にして人格信用等に於て今日の如く

甚だ劣れるものならんに所謂會員相互の制裁も事實上行はるゝと難かるべく從て取引所の廓清は之を望むこと能はざるべし故に今日に行ふべきものは現行制度の下に於て弊害の甚しきものを求めて之を改善し徐に其理想に近かしむるに如かずと。謂ふに説者の如きは一を知つて二を知らざるものなり。第一我國取引所の取引が人的分子を含まざること上に陳べる如し。取引所が不健全なる分子を包容するは畢竟之に本く。若し現行制度を維持し取引所の取引をして依然として人的分子を加へしめざるに於ては到底不健全なる分子を排除せんこと蓋し能はざるべし。世に仲買人に財産信用あるものを加へしむべしと論ずるものあり。然れども信用なく人格なき仲買人が横行すること今日の如くんば財産信用あるものをして其群に加はらしむることは到底望み得べきことに非ず若し仲買人にこれ等の人物を迎ふるの必要ありとせば先づ其組織を改めて不健全なる分子は之を一掃するに如かず。之を一掃する時は經濟の進歩するに従ひ取引所を利用すること益々急ならんには求めずとも信用あり人格あり仲買人を見るに至るべきなり。第二若し説者の憂ふ如く其組織を變更するも信用なく財産なき

仲買人が依然として會員となり其力を恃みて取引所を濫用するの恐ありとせば過渡の政策として政府は會員たらんとするものゝ資格の最低限を定めて信用なく財産なき仲買人を排斥するも亦已むを得ざる所ならん。既に上に陳たる如く小取引所は之を廢し大取引所のみを許すとせばたとひ會員たらんとするものゝ資格を限定するも相當の會員を集むるを必しも難からざるなり。第三説者は現行制度の下に於て弊害の甚しきものを求めて之を改善すべしといふも予輩を以て之を觀るに所謂弊害の多くは其組織の缺乏に本くものなり。其病源に刀を加ふるに非れば到底之を治すること能はざるべし。たとへば世に取引所税の改正を説くもの少からず。予輩も其の甚だ苛重なるを認む獨り其の苛重なるに止らず之が爲に却て仲買人の吞行爲を増進せしめ不健全なる分子を多からしめたるを認む故に之を改正すべきは勿論異議なしと雖もたとひ之を輕減したりとするも其組織にして改まることなくば仲買人をして玉を吞むことを止めしむること能はざる可し。仲買人よりいへば租税の高低に拘らず玉を吞むは便利なればなり只租税の負擔が重きが爲に其勢を助長したるは争ふ可らざれば若し其の負

擔にして輕ければ多少は其勢を抑ゆるの方あらん。故に取引所税を輕減せば取引所を改善するを得べしといふが如きは予輩の信する能はざる所なり。或は限月を短縮すべしといふ。予輩も其説を是認す然れども其組織にして之を改むるに非る限りは遂に實績を擧ぐるに能はざるべし。其他何といひ何といひ幾多の提案ありと雖も多くは姑息策なり。取引所の組織を改正するを得ばこれ等の弊害は刀を迎えて之を解決するを得ん故に予輩を以て之を見るに取引所にして國民經濟上改善を要すべきものとすればこの際斷然として根本的に之が改善を行ふべし姑息的に一時彌縫せんとするが如き予輩の探らざる所なり。予輩の取引所制度の改善につきて有する私見は以上陳べたるが如し。勿論粗枝大葉の論にして盡さざる所多しと雖も會々感ずる所あり之を筆録して江湖識者の叱止を仰ぐ。

白河樂翁公の『物價論』を評す

高城 仙次郎

- 一 緒言
- 二 白河樂翁公の時代
- 三 樂翁公の『物價論』
- 四 抽象的批評
- 五 具體的批評
- 六 結論

一 緒言

近時我國を始めとして世界各國に於ける物價の騰貴著しく、下級の勞働者及び定額の小月收を以て衣食する者は之が爲め生活難を訴ふるに至りたり。されば經濟學者、爲政者は其の原因を討究し、之が救濟の策を講せざるべからず。米國エール大學教授フイシヤー氏は此に鑑る所ありて、國際物價騰貴調査會の設立を思ひ立ち昨年八月ベルンに集合せし各國の經濟學者に意見を聞き、猶ほ其他の有名